

岩手県警察本部告示第1号

職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例（昭和26年岩手県条例第53号）第3条の規定による書面の交付をすることができないので、その内容を次のとおり告示する。

平成30年1月26日

岩手県警察本部長 友井昌宏

1 被処分者の所属、職及び氏名

- (1) 所属 岩手県水沢警察署
- (2) 職 岩手県巡査部長
- (3) 氏名 熊谷陽平

2 処分発令日 平成30年1月26日

3 処分の種類 免職

4 処分の理由 被処分者は、平成29年11月23日以降所在不明となり、正当な理由なく長期間無断欠勤を続け、職務を放棄し、その職及び職全体の信用を失墜させた。これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条、第33条及び第35条並びに岩手県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成12年岩手県警察本部訓令第2号）第6条及び第18条第1項に違反するものである。

よって、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、懲戒処分として免職するものである。

付記1 この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県人事委員会に対してすることができる。ただし、この期間内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができない。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、岩手県公安委員会となる。）、提起することができる（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記1の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができる。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手續の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。